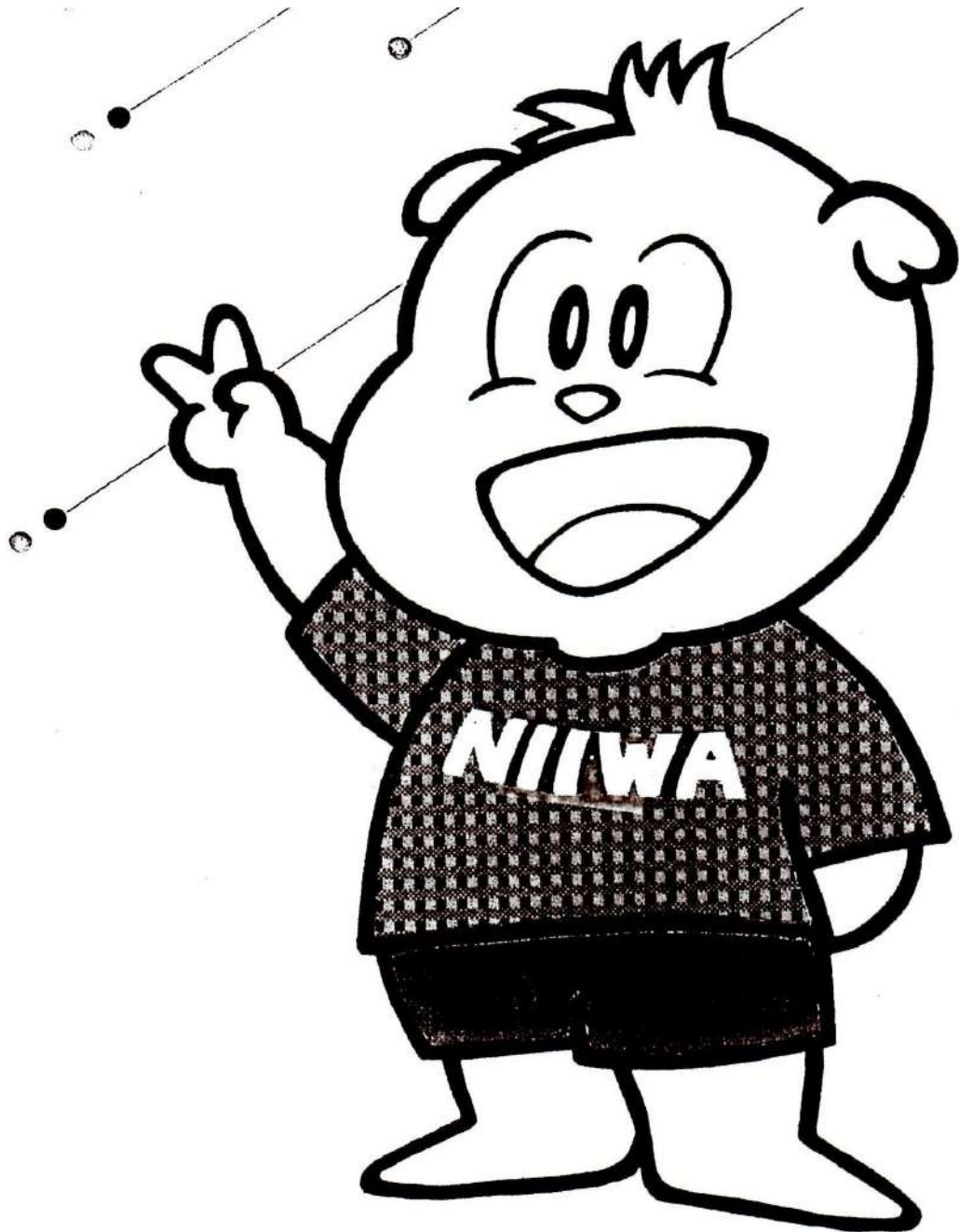


令和 7 年 度
新和小 P T A 総会資料



さいたま市立新和小学校 P T A

令和6年度 新和小学校PTA各部事業報告

【本 部】

月 日	活 動 内 容	備 考
4月 8日	◇入学式	体育館
20日	◇岩槻区PTA連合会 新旧会長会	市民会館いわつき
30日	◇新旧常任理事会	市民会館いわつき
30日	◇本部会	新和小学校
5月16日	◇岩槻区PTA連合会 新旧常任理事会	市民会館いわつき
16日	◇PTA総会	書面開催
25日	◇運動会	校庭
30日	◇岩槻区PTA連合会 定時総会	市民会館いわつき
6月 9日	◇三校連絡会	書面開催
7月 5日	◇本部会	PTAルーム
9月10日	◇三校連絡会	城南中学校
10月10日	◇本部会	PTAルーム
13日	◇新和地区運動会	城南中学校
11月 2日	◇青少年育成 秋のお楽しみ会	新和体育館
9日	◇公開授業・学年監査	新和小学校
20日	◇本部会	PTAルーム
令和7年		
2月 3日	◇新入生説明会・本部会	新和小学校
5日	◇三校連絡会	和土小学校
22日	◇新和地区 ビーチボール大会	岩槻文化公園体育館
25日	◇本部会	ミーティングルーム
3月17日	◇本部会	新和小学校
19日	◇学年監査	新和小学校
22日	◇卒業式	体育館

*その他

- ・ 青少年育成 役員会
- ・ 新和小の子どもを見守り育てる連絡協議会
- ・ 学校評価委員会
- ・ 毎月第4土曜日にポイント資源回収を実施

【広 報 部】

月 日	活 動 内 容	備 考
7月 12日	◇広報「にいわ」 192号発行	
令和7年 3月14日	◇広報「にいわ」 193号発行	

【厚 生 部】

月 日	活 動 内 容	備 考
	◇毎月第4土曜日にポイント資源回収	

【安全教育部】

月 日	活 動 内 容	備 考
2月 3日	◇立哨当番表・通学班確認	

令和6年度 PTA会計決算書

1. 収 入

項 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	備 考
会費	810,000	747,984	△ 62,016	月300円 / 利息含む
繰越金	677,042	677,042	0	令和7年度繰越金
補填金	0	0	0	
その他	0	0	0	
合計	1,487,042	1,425,026	△ 62,016	

2. 支 出

項 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	備 考
本部費	400,000	306,141	△ 93,859	総会費 市P負担金 活動費
厚生部費	3,000	0	△ 3,000	資源回収 諸経費
安全教育部費	8,000	0	△ 8,000	補導ハトール 立哨当番
広報部費	3,000	1,900	△ 1,100	消耗品他
広報発行費	250,000	104,060	△ 145,940	広報にいわ発行費
学年PTA活動費	1,000	0	△ 1,000	
卒業関連費	150,000	54,310	△ 95,690	卒業生への記念品他
学校後援費	250,000	250,000	0	市内行事 教育行事 消耗品
学校図書協力	0	0	0	
予備費	422,042	0	△ 422,042	
合計	1,487,042	716,411	△ 770,631	

差引残高 1,425,026 — 716,411 = 708,615

708,615 円は、令和7年度に繰越します。

上記の通り、ご報告申し上げます。

令和7年4月15日 会 計 森田 佐知子

監査の結果、相違ない事を認めます。

令和7年4月15日 会計監査 牧野 友紀

会計監査 八巻 亜矢佳

令和6年度 資源回収 会計報告

1. 収入の部		1,903,372 円
前年度繰越金	...	1,802,676 円
ポイント回収収益金	...	32,196 円
資源回収奨励金	...	68,500 円
2. 支出の部		0 円
		0 円
3. 残高の部		1,903,372 円

残金は令和7年度に繰り越します。

上記の通り報告致します。

令和7年4月15日

会計 森田 佐知子

監査の結果、相違ない事を認めます。

令和7年4月15日

会計監査 牧野 友紀

会計監査 八巻 亜矢佳

令和 7 年度 P T A 役員表 (案)

顧 問	宮寺 亮(6-1)・樋浦 康光(校長)
会 長	大澤 佑介(3-1)
副会長	森田 佐知子(5-1)・田口 さつき(4-1)・山田 麻美(5-1)
幹 事	浅古 佳絵(5-1)・遊馬 裕美(5-1)・坂本 梨奈(6-1) 田口 智恵(6-1)・田口 友美(5-1) 安藤 紘子(教頭)・磯部 繁征(教務)
監 事	磯部 みちる(5-1)・松本 美穂子(4-1)

	地区責任者	広報部
尾ヶ崎	濱野 美佳(6-1)	
尾ヶ崎新田	眞々田 美花(5-1)	副部長 神尾 美香 (6-1) 会 計 小林 裕美 (6-1)
美園東	1丁目 田島 恵(2-1) 2丁目 對馬 晴香(2-1) 3丁目 追川 早織(5-1)	副部長 山原 千春 (3-1) 部 長 安部 沙織 (6-1)
釣 上	柿沼 成美(6-1)	
釣 上 新 田	日暮 沙季 (5-1)	
城 南 川 原		
釣上新田南		
野 孫	石田 夕紀子(5-1)	
高 曾 根	望月 亜矢子(3-1)	
末 田	鹿野 香織(6-1)	
柳 橋		
地 区 外		

学 年 主 任	
学 年	氏 名
1	篠島 幸代
2	木曾 千恵
3	厚澤 志津
4	星野 舜太朗
5	小松 侑樹
6	石崎 皓大
もちの木	石井 かおり

令和7年度 P T A事業計画（案）

新和小学校 P T A

月	事業内容
5	・ P T A総会（書面審議）・運動会（5 / 2 4） ・ポイント資源回収
6	・三校連絡会（書面開催）・ポイント資源回収
7	・ポイント資源回収
8	・ポイント資源回収
9	・ P T A行事・ポイント資源回収
1 0	・新和地区運動会・ポイント資源回収
1 1	・学校公開（1 1 / 8）・秋のお楽しみ会 ・ポイント資源回収
1 2	・三校連絡会・ポイント資源回収
令和8年 1	・ポイント資源回収
2	・入学説明会・三校連絡会 ・ポイント資源回収
3	・ポイント資源回収
4	・地区委員選出・常任全体委員会・ポイント資源回収
5	・ P T A総会（書面審議）・ポイント資源回収

令和7年度 PTA会計予算（案）

単位：円

1. 収 入

項 目	令 和 7 年 度	令 和 6 年 度	比 較 増 減	備 考
会費	1,062,000	810,000	252,000	月300円
繰越金	716,411	677,042	39,369	令和7年度繰越金
補填金	0		0	
合計	1,778,411	1,487,042	291,369	

2. 支 出

項 目	令 和 7 年 度	令 和 6 年 度	比 較 増 減	備 考
本部費	400,000	400,000	0	総会費 市P負担金 慶弔費 研修講習会 活動費
厚生部費	3,000	3,000	0	資源回収 諸経費
安全教育部費	8,000	8,000	0	補導パトロール 立哨当番 講習費
広報部費	3,000	3,000	0	消耗品他
広報発行費	250,000	250,000	0	広報にいわ発行費
学年PTA活動費	0	1,000	△1,000	学級, 学年委員選出なし
卒業関連費	150,000	100,000	50,000	卒業生への記念品他
学校後援費	250,000	250,000	0	市内行事 教育行事 消耗品
予備費	714,411	472,042	242,369	
合計	1,778,411	1,487,042	291,369	

新 和 小 学 校 P T A 会 則

第 1 章 名称及び事務所

第 1 条 (名称及び事務所) 本会は、新和小学校 P T A と称し、事務所を新和小学校に置く。

第 2 章 目的及び事業

第 2 条 (目的) 本会は、会員の研修によって教育に対する正しい理解を深め、会員相互の親睦を図ると共に、児童の福祉増進と幸福な成長を図る目的とする。

第 3 条 (事業) 本会は、前条の目的を達成する為に、次の事業を行う。

1. 会員の研修に必要な施策
2. 教育環境の設備と改善
3. 児童の校外補導並びに福祉増進の為に協力援助
4. 教育関係諸団体との連絡・協力
5. その他、本会の目的を達成する為に必要な事項

第 3 章 会 員

第 4 条 (会員) 本会の会員は、次の通りとする。

1. 本校に在籍する児童の父母、又はこれに代わる者
2. 本校に勤務する教職員

第 4 章 役員及び委員

第 5 条 (役員及び委員)

1. 役員 会長 1 名、副会長 3 名以上、幹事 4 名以上 (内、教職員 2 名)
2. 委員 地区委員 (各地区毎に選出)

第 6 条 (役員及び委員の任務) 役員及び委員の任務は、次の通りとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を総括する。また、会議を招集し、その議長となる。
2. 幹事は、庶務会計を処理し、財産を管理する。
3. 常任委員は、常任委員会を構成し、会務全般の企画と審議に当たる。
4. 委員は、第 1 3 条の全体委員会を構成する。また、地区委員は、それぞれの専門部に所属し、活動する。

第 7 条 (役員及び役員の選出方法) 役員は、次の通り選出する。

1. 会長・副会長は、全体委員会において委員の中から選出し、総会の承認を得るものとする。
2. 幹事は、会長が指名し、総会の承認を得るものとする。
3. 委員は、次の方法により選出する。

①地区委員 各地区毎に選出し、それぞれ専門部に所属し活動する。

②本会の会員でもある教職員は、全て委員となる。

第 8 条 (会計監査委員) 本会の会計を監査する為、2 名の会計監査委員をおく。

1. 会計監査委員の選出は、会長の指名により総会の承認を得る。
2. 会計監査は、必要に応じ随時行う事が出来る。

- 第9条 (任期) 役員及び委員の任期は、1ヵ年とする。但し、再任を妨げない。補欠により選出された役員及び委員の任期は、前任者の在任期間とする。
- 第10条 (顧問) 本会に顧問をおく事が出来る。顧問は、会長が推薦し、総会の承認を得る。但し、任期は、推薦した会長の在任期間とする。
- 第5章 会 議
- 第11条 (総会) 本会は年1回総会を開き、会計、会務の報告承認、その他必要と認めた事項を承認する。但し必要に応じ臨時総会を開くことができる。
総会は、総会議事の配布と、会員の過半数を超える「評決書」の提出をもって、これに代えることが出来る。また議案の成立は、提出された「評決書」のうち、過半数を超える承認を得るものとする。
- 第12条 (臨時総会) 常任委員会が必要と認めた時、又は会員の3分の1以上の要求があった時、会長は臨時総会を開かなければならない。
- 第13条 (全体委員会) 全体委員会は、総会に次ぐ議決機関で、役員及び委員で構成し、次の事項を審議決定する。
1. 役員・会計監査委員の選出
 2. 各専門部の正副部長の承認
 3. 細則の制定・改廃
 4. その他、本会の運営に関する事項
- 第14条 (常任委員会) 常任委員会は、役員、専門部の正副部長、地区責任者、学年主任で構成し、次の事項を審議決定する。
1. 総会、全体委員会に提出する議案の審議
 2. 各部、委員会の活動計画の連絡調整
 3. 予算の立案
 4. 臨時総会の発議
 5. その他、必要事項
- 第6章 専門部
- 第15条 (専門部) 本会の事業並びに活動を行う為、地区委員で構成された次の専門部をおく。
1. 厚生部は、学校環境の整備等、児童の福祉厚生に関する事項を行う。
 2. 安全教育部は、地区の会員と協力し、児童の校外における安全及び補導、並びに交通安全教育を行う。
 3. 広報部は、広報「にいわ」の発行等の広報活動を行う。
- 第7章 会 計
- 第16条 (経費・会費) 本会の活動に必要な経費は、会費及びその他の収入でまかなう。
1. 会費は、児童1人当たり月額300円とする。
 2. 経費は、全て総会で承認された予算に基づいて行われる。
 3. 本会の収支決算は、会計監査委員の監査を受け総会に報告し、承認を受けなければならない。
- 第17条 (会計年度) 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日迄とする。

第18条 (細則) 本会の運営に関し必要な細則は、この会則に反しない限り全体委員会の決議を経て定める。

○会則を制定・改廃した時は、その結果を広報等を通して会員に知らせなければならない。

第8章 個人情報保護

第19条 (個人情報の取扱) 個人情報の適正な取扱を図るため、「個人情報取扱規則」を定める。

第9章 改正

第20条 (改正) 本会の会則は、全体委員会の議決を経て総会で承認されなければ、改正する事が出来ない。

附 則

本会則は昭和35年5月8日より施行する。

昭和36年5月12日会則の一部を変更する。

昭和42年5月10日会則の一部を変更する。

昭和44年5月10日会則の一部を変更する。

昭和45年4月30日会則の一部を変更する。

昭和47年5月10日会則の一部を変更し同年4月1日より施行する。

昭和55年5月24日会則の一部を変更し同年4月1日より施行する。

昭和58年5月18日会則の一部を変更し同年4月1日より施行する。

昭和59年5月24日会則の一部を変更し同年4月1日より施行する。

平成6年5月18日会則の一部を変更する。

平成7年5月18日会則の一部を変更する。

平成13年5月16日会則の一部を変更する。

平成15年5月14日会則の一部を変更し同年4月1日より施行する。

平成18年5月18日会則の一部を変更し同年4月1日より施行する。

平成19年5月24日会則の一部を変更し同年4月1日より施行する。

平成22年5月13日会則の一部を変更し同年4月1日より施行する。

平成23年5月20日会則の一部を変更し同年4月1日より施行する。

平成27年5月15日会則の一部を変更し同年4月1日より施行する。

平成30年5月18日会則の一部を変更する。

令和2年6月30日会則の一部を変更し同年4月1日より施行する。

令和7年5月23日会則の一部を変更し同年4月1日より施行する。

さいたま市立新和小学校 P T A

個人情報取扱規則

(目 的)

第1条 さいたま市立新和小学校 P T A（以下、「P T A」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、P T A役員名簿及びその他の個人情報の取り扱いについて定めるものとする。

(責 務)

第2条 P T Aは個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、P T A活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 P T Aにおける個人情報の管理者は、P T A副会長とし、P T A会長がこれを任命する。

(取扱者)

第4条 P T Aにおける個人情報の取扱者はP T A本部役員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 P T Aは個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を定め、本人に明示する。

(利 用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的の為に利用する。

- (1) 会費集金、管理、P T A活動名簿作成、その他の文書の配布
- (2) 会員名簿、緊急連絡簿、委員会名簿、通学班名簿の作成・運用
- (3) P T A行事等の出席名簿、選考委員会役員選出名簿

(利用目的による制限)

第8条 P T Aは、あらかじめ本人の同意を得ないで、第7条規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管 理)

第9条 個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管および持出し等)

第10条 個人情報を取り扱う電子機器等についてはセキュリティ管理を厳密に実施し、持出しについては、電子メールでの送信・デバイス本体に関しても適切に管理を行うこととする。

2 紙媒体に記載されたものは鍵のかかる場所で保管する。管理者、取扱者以外の目に触れるところに放置しない等の管理を適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第12条 個人情報を第三者に提供したときは、事項について記録を作成し、保存する。

1. 第三者の氏名
2. 提供する対象者の氏名
3. 提供する情報の項目
4. 提供する対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者から個人情報の提供を受けるときは、次の事項について記録を作成し、保存する。

1. 第三者の氏名
2. 第三者が個人情報を取得した経緯
3. 提供を受ける対象者の氏名
4. 提供を受ける情報の項目
5. 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(情報開示等)

第14条 PTAは、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏洩時等の対応)

第15条 個人情報を漏洩等(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者であるPTA副会長及びPTA会長に報告しなければならない。

(研 修)

第16条 PTAはPTA役員に対して、定期的に個人情報の取扱に関する留意事項について研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第17条 PTAは個人情報の取扱に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(その他)

第18条 その他個人情報の取扱について疑義が生じた場合は、その都度全体委員会で協議の上、承認を求めなければならない。

付 則

本規則は、平成30年5月18日より施行する。

新和小学校 P T A 慶弔規定

- 第1条 本P T A会則第18条に基づき、会員の慶弔について次の様に定める。
- 第2条 P会員（児童の両親）、児童、T会員（教職員）の配偶者及び父母（姻族を含む）死亡の場合は、弔慰金を贈る。
- 第3条 会員の被災に対しては、見舞金を贈る。
- 第4条 役員退任の場合は、記念品を贈る。
- 第5条 会員以外に本P T Aとして慶弔見舞いの意を表す必要が生じた場合は、その都度協議の上、処置する。但し、緊急の場合は、会長が従来例に倣い専決処置し、全体委員会に報告し、承認を求める。
- 第6条 その他、協議を必要とする場合は、本部役員にはかり処置する。
- 第7条 この規定に関しての返礼は、一切ないものとする。

	項	金 額	備 考
1	P会員の死亡	5,000 円	
2	T会員の死亡	5,000 円	花環
3	T会員の配偶者父母死亡	5,000 円	実父母は別居も含む
4	児童の死亡	5,000 円	
5	会員の被災	協 議	被災状況に応じ
6	T会員の結婚	5,000 円	
7	T会員の出産	3,000 円	配偶者含む
8	役員の退任		記念品

附 則

昭和62年3月 7日より適用する。

平成 7年5月18日規定の一部を変更する。

平成14年5月15日規定の一部を変更する。

平成16年5月20日規定の一部を変更する。

平成25年5月17日規定の一部を変更する。

令和 3年6月 1日規定の一部を変更する。

令和 7年5月23日規定の一部を変更する。

【別紙】

P T A会則変更について

新和小学校 P T A会則の一部を次のように改正のご提案を致します。

学級委員の活動・給食費の会計監査は現在実施しておりませんので、会則から削除とします。

第 5 条・第 7 条・第 8 条・第 1 4 条・第 1 5 条の下線部を削除致します。

第 1 5 条削除により第 1 6 条を第 1 5 条へと変更し、以下も同様に繰り上げで変更致します。

上記会則変更に伴い、慶弔規定の下線部（第 1 9 条）を第 1 8 条に変更致します。

第 5 条 （役員及び委員）

1. 役員 会長 1 名、副会長 3 名以上、幹事 4 名以上（内、教職員 2 名）
2. 委員 学級委員（学級より選出） 2 名、地区委員（各地区毎に選出）

第 7 条 （役員及び役員の選出方法） 役員は、次の通り選出する。

1. 会長・副会長は、全体委員会において委員の中から選出し、総会の承認を得るものとする。
2. 幹事は、会長が指名し、総会の承認を得るものとする。
3. 委員は、次の方法により選出する。
 - ①学級委員 各学級より 2 名選出し、学年委員会を構成する。
 - ②地区委員 各地区毎に選出し、それぞれ専門部に所属し活動する。
 - ③本会の会員でもある教職員は、全て委員となる。

第 8 条 （会計監査委員） 本会の会計を監査する為、2 名の会計監査委員をおく。

1. 会計監査委員の選出は、会長の指名により総会の承認を得る。
2. 会計監査は、必要に応じ随時行う事が出来る。
3. 会計監査委員は、給食費の会計監査を年 2 回行う。

第 1 4 条 （常任委員会） 常任委員会は、役員、専門部の正副部長、地区責任者、学年委員長、学年主任で構成し、次の事項を審議決定する。

1. 総会、全体委員会に提出する議案の審議
2. 各部、委員会の活動計画の連絡調整
3. 予算の立案
4. 臨時総会の発議
5. その他、必要事項

第6章 学年委員会及び専門部

第15条 (学年委員会) 学年委員会は、各学級の学級委員と当該学年の学級担任で構成し、次の活動を行う。

1. 学年PTA活動

2. 学年PTA等、学年学級の教育活動に関する協力

第16条 (専門部) 本会の事業並びに活動を行う為、地区委員で構成された次の専門部をおく。

1. 厚生部は、学校環境の整備等、児童の福祉厚生に関する事項を行う。
2. 安全教育部は、地区の会員と協力し、児童の校外における安全及び補導、並びに交通安全教育を行う。
3. 広報部は、広報「にいわ」の発行等の広報活動を行う。

第17条 (経費・会費) 本会の活動に必要な経費は、会費及びその他の収入でまかなう。

1. 会費は、児童1人当たり月額300円とする。
2. 経費は、全て総会で承認された予算に基づいて行われる。
3. 本会の収支決算は、会計監査委員の監査を受け総会に報告し、承認を受けなければならない。

第18条 (会計年度) 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日迄とする。

第19条 (細則) 本会の運営に関し必要な細則は、この会則に反しない限り全体委員会の決議を経て定める。
○会則を制定・改廃した時は、その結果を広報等を通して会員に知らせなければならない。

第8章 個人情報保護

第20条 (個人情報の取扱) 個人情報の適正な取扱を図るため、「個人情報取扱規則」を定める。

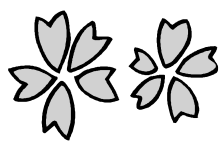
第9章 改正

第21条 (改正) 本会の会則は、全体委員会の議決を経て総会で承認されなければ、
改正する事が出来ない。

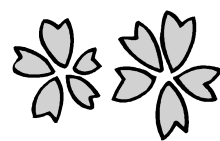
【新和小学校PTA慶弔規定】

第1条 本PTA会則第19条に基づき、会員の慶弔について次の様に定める。

附則 令和7年5月23日会則を一部変更し、同年4月1日より施行する。(案)



新和小学校 校歌



1. 野は広々と水清き
里は名におう平和郷
創造の主義 自治の精
高き理想をかざしつつ
我ら一つに睦みあう
尾ヶ崎の台 新和校

2. 流れてやまぬ綾瀬川
朝な夕なのわが教え
老松しげる高台の
深き緑はわがみさお
元荒川の水に澄む
月は心の鏡なり

3. 青空高く澄みわたり
清き富士の嶺 見ゆる時
平和の里に生まれたる
我が身の幸を思いつつ
文化の理想 日の本の
永久の栄を祈るかな

